

地 拵 作 業 仕 様 書

地拵作業については、造林事業請負標準仕様書第27条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は、発注者において周囲を表示、又は現地において指示した区域とする。
- 2 区域内の雑草木は、全部または植幅をできるだけ低く刈払うこと。
- 3 刈払物及び残存する末木枝条類（以下「刈払物等」という）は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう次により処理するものとする。
 - (1) 筋 置
 - ア 植幅、筋置幅の基準は次のとおりとするが、現地の実状により、これにより難しい場合は監督職員の指示によること。

植 幅	2.5 m	筋置幅	1.5 m
-----	-------	-----	-------
 - イ 刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。
 - ウ 植幅、置幅については、(1)アの植幅又は、監督職員の指示した植幅の20%以上減にならないもの又は置幅の20%以上増にならないこと。
 - (2) 枝条存置
 - ア 刈払物のうち不安定な状態のものは、枝払い又は適宜の寸法に切断して、できるだけ地表面に密着するよう存置する。
 - イ 刈払物が特に多い箇所は、植付に支障のないよう一部筋置を併用し、局部に集積することのないよう留意すること。
 - (3) 線 地 拵
 - ア 植筋線の刈払物等は、地上20cm以上ある場合植筋線外に片寄せる。この場合、不安定なものは、枝払い又は適宜の寸法に切断するなどの処置を講ずること。

（注）植筋線とは、等高線沿いに通常歩行できる程度のものである。
 - (4) 上記作業方法別区域については、監督職員が現地において図面に基づき指示するものとする。
 - (5) 指示区域について、特定仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施するものとする。

(造請—13)

植付作業仕様書（コンテナ苗植栽）

植付作業については、造林事業請負標準仕様書第28条によるほか次のとおりとする。

- 1 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。
 - (1) 植付本数 ha当たり 2,100 本
 - (2) 列間距離 2.0m 苗間距離 2.4m
 - (3) 植穴の大きさは、植え付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着する大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が2cm程度深くなる深さとする。
- 2 前項基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。
- 3 植付地点を中心として四方の落葉、雑草等の地被物を取り除き、第1項の大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- 4 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないように土を入れるなどの処置を講じ、地表面より2cm程度深く垂直に植付けること。
- 5 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。
- 6 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。
- 7 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。
- 8 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせず、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。
- 9 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。
- 10 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。
- 12 この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

(造請－２９)

歩道新設作業仕様書

歩道新設作業仕様書については、造林事業請負標準仕様書第１３条及び第３５条によるほか次のとおりとする。

ただし、第１３条に基づく造林事業請負実行管理基準の５－（２）－（b）－アに掲げる（ ）書き部分「(監督職員の承諾を得た場合は、作成を省略することができる。)」については適用しないものとする。

- １ 作業地は、現地において測量杭等によって標示した箇所について行う。
- ２ 測点を中心として幅員 1.0 m内の雑草木、岩石類を支障とならない箇所に取り除くこと。
- ３ 路面幅は 0.6 mとし、仕上がり路面は、平らになるよう切り土あるいは盛り土を行うこと。
- ４ 切り土砂は、林地崩壊等の原因とならないよう処理すること。
- ５ 滞水又は流水のおそれのある箇所は、監督職員の指示に従い必要な排水溝を設けること。
- ６ その他技術的事項に関しては、監督職員の指示によること。

獣害防護網設置仕様書及び標準図【上段10cm目合・下段5cm目合】

1. 設置箇所は、発注者が指示した箇所とする。
2. 獣害防護網は下記の寸法を基本として設置する。
3. 獣害防護網の設置箇所は枝条及び下草を確実に取り除くこと。
4. 獣害防護網の下段部は確実に地面に設置し、5cm目合のネットが地上高70cm程度の高さで設置すること。
5. 監督職員の指示する箇所に、出入口を取り付けること。
6. 材料使用日誌に記録し、監督職員の要求に応じて提示するとともに、作業完了後は発注者に提出すること。
7. この仕様書及び標準図により難しい場合は、監督職員に申し出て、その指示により実施すること。

